

調べて納得!!

～条文を確認しながら理解する～

確定拠出年金講座

2022 年 6 月更新

この講座は、確定拠出年金制度の内容が法令等でどのように定められているのかを、条文を確認しながら説明する講座です。そのまま読み進めても理解しやすい構成になっていますが、主な条文を掲載していますので、対応箇所を確認しながら学習するとより理解が深まります。また、より深く学びたい場合は、その他の条文についても e - G o v 法令検索（総務省）などで確認すると良いでしょう。今回のテーマは「企業型年金の加入者」です。

第 2 講 「企業型年金の加入者」

（確定拠出年金法第 9 条ほか）

企業型年金加入者に関する規定としては、確定拠出年金法第 9 条（企業型年金加入者）があり、この他に関連する規定として確定拠出年金法 2 条（定義）があります。

まず、これらの条文を見てみましょう。

第 9 条

第 1 項 実施事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者は、企業型年金加入者とする。

第 2 項 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の規定にかかわらず、企業型年金加入者としない。

- 一 実施事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者が企業型年金加入者となることについて企業型年金規約で一定の資格を定めた場合における当該資格を有しない者
- 二 企業型年金の老齢給付金の受給権を有する者又はその受給権を有する者であった者

（参考）

第 2 条

第 6 項 この法律において「第一号等厚生年金被保険者」とは、厚生年金保険の被保険者のうち厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者（以下「第一号厚生年金被保険者」という。）又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者（以下「第四号厚生年金被保険者」という。）をいう。

注）実際の条文には「下線」は入っていません。

第 9 条第 1 項では、企業型年金加入者となる者の原則的な規定として、企業型年金を実施する事業所に使用される第 1 号等厚生年金被保険者を定めています。「第 1 号等厚生年金被保険者」とは、確定拠出年金法第 2 条第 6 項により定義されている用語であり、厚生年金保険の被保険者のうち第 1 号厚生年金被保険者（会社員）と第 4 号厚生年金被保険者（私立学校の教職員）のことです。厚生年金保険では、適用要件を満たせば 70 歳未満の者が被保険者となるので、企業型年金でも 70 歳未満の者が加入者となります。

ただし、この原則には 2 つの例外があり、次に述べるように、第 1 号等厚生年金被保険者であっても企業型年金加入者とならないケースがあります。

1 つは第 9 条第 2 項第 1 項に定められており、企業型年金規約で加入者となることについて一定の資格を設けた場合において、当該資格がない者は加入者となりません。

ただし、どのような資格でも自由に定められるというわけではなく、確定拠出年金法第 4 条第 1 号第 2 号に定められている企業型年金規約の承認基準により、「特定の者について不当に差別的でないこと」が要求されます。具体的に

一定の資格として認められるのは、①一定の職種、②一定の勤続期間、③一定の年齢、④希望する者のみで、これら以外の資格は原則として認められないとされています。なお、②の一定の勤続期間については、一定の勤続期間「以上」も「未満」も加入資格とすることができるのに対し、③の一定の年齢については、加入資格とできるのは「未満」のみです。法令解釈によれば、一定の年齢として設けられるのは原則として 60 歳以上の年齢ですが、企業型年金加入者資格を取得するとき及び企業型年金導入時については、50 歳以上の年齢とすることができるとされています。これは、加入者資格取得時は少なくとも 50 歳未満の者を加入者としなければならない、一旦企業型年金加入者となった者を、年齢を理由として加入者から除外する場合は、加入者資格喪失時の年齢を 60 歳以上としなければならないということです。また、一定の資格を設ける場合は、退職一時金制度や確定給付企業年金など、企業型年金への事業主掛金の拠出に代わる相当な措置が講じされることが求められています。

2 つめは第 9 条第 2 項第 2 号に定められており、企業型年金の老齢給付金の受給権を有する者又はその受給権を有する者であった者は企業型年金加入者となることはできません。

なお、「企業型年金の老齢給付金の受給権を有する者」とは、企業型年金の老齢給付金の裁定請求を行い、老齢給付金を受給している者のことで、「その受給権を有する者であった者」とは、企業型年金の老齢給付金の受給を終了した者のことです。通算加入者等期間や年齢の要件を満たしていても、裁定請求を行っていない者は該当しません（確定拠出年金 Q & A 102—2）。これは、老齢給付金が加入者であった者に支給されることと表裏一体をなすものといえます。一方で、個人型年金の老齢給付金の受給権を有する者や、その受給権を有する者であった者は、そのことによって、企業型年金加入者の対象から除外されることはありません。

今回は、「拠出限度額」です。

※記載内容は 2022 年 6 月 1 日現在の法令に基づくものです。

2022 年 5 月 1 日より、「第 1 号等厚生年金被保険者」の定義から、「60 歳未満」という要件が削除されました。これにより、企業型年金加入者となる第 1 号等厚生年金被保険者とは、第 1 号厚生年金被保険者及び第 4 号厚生年金被保険者であることとなり、70 歳未満の者が対象となることとなりました。また、従来は、60 歳以上の者が企業型年金加入者となることができるのは、60 歳に達する前から同じ事業所に勤務していた場合に限定されていましたが、改正により、60 歳以上で新たに雇用された者も原則として企業型年金加入者となることになりました。2022 年 5 月 1 日より、企業型年金加入者とならない者に、「企業型年金の老齢給付金の受給権を有する者又はその受給権を有する者であった者」が追加されました。これは、60 歳以上の者も新たに企業型年金加入者資格を取得する可能性がある一方で、老齢給付金は加入者であった者を対象とする者であることを踏まえたものです。